

健軍水源地外 7 箇所警備業務委託

特 記 仕 様 書

熊本市上下水道局

1 目的

本業務の目的は、当該業務の受託者が熊本市上下水道局の保有する水道施設へ第三者が侵入することによって生じる盗難・破壊の被害及び、火災の被害等を防止するものである。

2 警備対象施設及び所在地

健軍水源地	熊本市東区水源 1 丁目 1-1
沼山津送水場	熊本市東区秋津町沼山津 2910
※秋田配水場	熊本市東区秋津町秋田 2786
※託麻水源地	熊本市東区小山 5 丁目 11-1
※戸島送水場	熊本市東区戸島町 2636
高遊原配水池	菊池郡菊陽町曲手 1501-1
立田山配水池	熊本市中央区黒髪 4 丁目 743
※川尻配水場	熊本市南区元三町 1 丁目 1-78
※は、自動火災報知設備有りの施設を示す。	

3 履行期間（警備期間）

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日～令和 12 年(2030 年)3 月 31 日（長期継続契約）

4 警備任務

- 1) 盗難及び破損行為の早期発見及び拡大防止
- 2) 事故確認時における関係機関への通報、連絡
- 3) 部外者侵入時及び自動火災報知設備発報時の応急対応及び通報、連絡
- 4) 警備実施事項の報告
- 5) その他警備に付随する事項について協議のうえ取り決めた事項

5 警備方法

本業務の警備方法は警報装置による機械警備とし、各警備対象施設への警報装置の設置及び警報装置の仕様並びに機械警備体制については次のとおりとする。

1) 警報装置の設置及び仕様

① 人感センサー等の設置

- (ア) 図面を参考として各機場に人感センサーを設置すること。
- (イ) 上記項目の警報装置は、警備対象施設における部外者の侵入またはその恐れのあるものを的確かつ早期に感知する機能を有すること。
- (ウ) 警備対象施設において、委託者が必要とする作業及び点検を行うため、警報装置の解除が行えるよう解除及び開始用のキースイッチ等を委託者が指示する場所に取り付けること。

② 送信機（コントローラ）の設置

設置場所は、委託者が指示する場所に設置し、警備本部と各機場間の信号通信を行うことにより異常が発生した場合に速やかに警報を発信すること。また、人感センサ

一等への電源供給を行うこと。

③ 人感センサー等の受信装置の設置

人感センサー等により感知される異常の有無を、自動的に表示する受信装置を受託者の警備本部に設置すること。

④ 使用回線

上記の送信機と警備本部の受信装置間に使用する回線は、委託者が有する一般電話回線を利用し24時間の警備をすること。

⑤ 警報装置の取替

業務途中で警報装置の取替が必要となった場合には受託者の負担で行うこと。

⑥ 自動火災報知設備受信装置の設置

「2 警備対象施設及び所在地」で示す自動火災報知設備が設置された施設については、感知される異常の有無を自動的に表示する受信装置を、受託者の警備本部に設置すること。

2) 機械警備の体制

① 受託者の警備本部に管理担当員を配置し、人感センサー等の受信装置により警備対象施設の異常を常に監視するとともに、警備担当員と連絡を保ち警備対象施設の安全を図ること。

② 警報装置等により警備対象施設の異常を発見したときは、警備担当員を現地に急行させ異常事態の確認を行うとともに、直ちに警備対象施設の管理者及び関係機関に連絡をして必要な処置をすること。

③ 警備対象施設の異常事態に即時対応するため、異常事態発生確認後25分以内に現地へ到着すること。

④ 警備対象施設の建屋に警備機器のセット等を目的として入館する場合は委託者に連絡すること。

6 警備計画

受託者は、契約締結後速やかに、着手届とともに、契約書及びこの特記仕様書に基づき警備計画書を作成し、委託者の承認を受けなければならない。

7 工事等による警報装置解除期間の警備

1) 工事等による警報装置解除期間とは、次に掲げるものとする。

① 当該機械警備を行うための機器を設置するために工事を施工する期間

② 当該業務期間内で警備機器を修理又は交換を行う期間

2) 上記の期間の警備は協議の上、巡回警備を行うものとする。

3) 上記の期間の費用は、通常の警備委託料に含まれるものとする。

8 報告

1) 受託者は委託者に対し、毎日業務終了後に警備実施結果を警備報告書に記入し、1 箇

月毎に翌月 7 日を目途に提出すること。

- 2) 受託者は、事故等の発生及び自動火災報知設備発報時には、委託者に直ちに報告するとともに、後日その詳細について報告書を提出すること。
- 3) 受託者は、警報装置作動後に警備対象施設の異常事態について確認を行い、特に異常がない場合は委託者への連絡を省き報告書での報告をすること。

9 保守点検

受託者は、警報装置の正常な機能を維持するため、適宜保守点検を行うものとする。

10 鍵の保管

- 1) 委託者は、警備実施に必要な鍵を預り証の発行をもって受託者に預託する。
- 2) 受託者は、預託された鍵を厳重に取り扱い保管する。

11 警備機械の撤去

機械警備の業務を交代する場合には、設置している警備機械について交代する警備業者と引継ぎを行い撤去を行うものとし、これに係る費用は、警備委託料に含むものとする。

12 その他

この特記仕様書に定めのない事項については、双方の協議によって定めるものとする。